

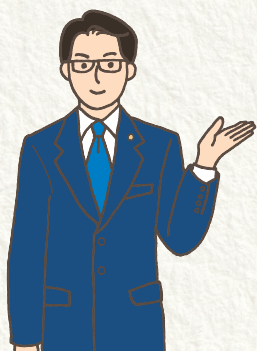
経営者のみなさまへ

さらなる“信頼”をプラス！

税理士だけができる

書面添付制度

を活用しませんか？



こんなことを思ったことはありませんか？



- ☐ 税務調査の負担を軽減したい！
- ☐ 融資条件をより有利にしたい！
- ☐ 経営者保証について金融機関と交渉したい！

書面添付制度とは



税理士が申告書の作成に関して、計算・整理し、または相談に応じた事項を記載した書面を、当該申告書に添付することができる制度です。

この書面は**税理士だけが作成**でき、申告書の質と信頼性の向上に寄与します。

「書面添付制度」活用の効果

決算書・申告書の信頼性の向上



貴社からの相談内容や会計・税務処理の判断について、これを税理士が書面に記載することにより、より質の高い申告書等が作成でき、信頼性が向上します。



税務調査の省略または効率化

書面添付をすると税務調査前に税理士に意見を述べる機会が与えられるため（意見聴取制度）、疑問が解決すれば実地調査省略や調査期間短縮となることがあります。



金融機関からの評価UP

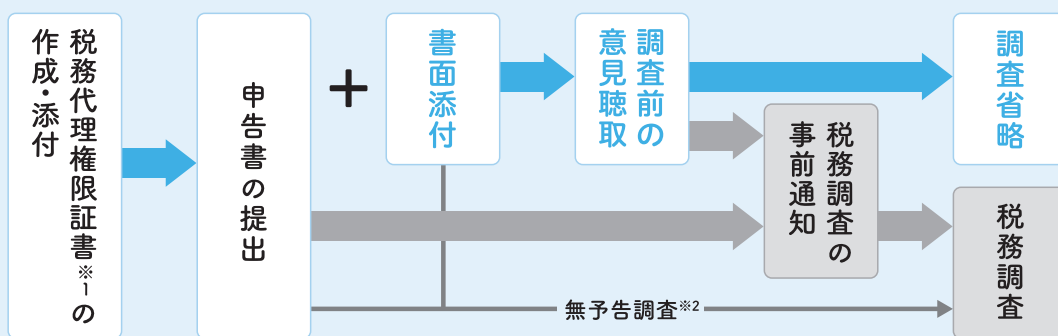
税理士の監査の頻度や関与度合い、および相談事項等の数字に表れないことを記載することにより、金融機関等からの信用が高まります。



税務調査の省略または効率化

書面添付をする場合としない場合とでは、次のような違いがあります。

【書面添付制度の流れ】



※1: 税理士が納税者に代わって税務手続きをするにあたり、法律上必要な書類です。
 ※2: 無予告調査の場合、意見聴取は行われません。



金融機関からの評価UP

書面添付がなされた決算書を高く評価する金融機関が増えています。

実際に、書面添付に注目した融資商品が多く提供されており、それらは金利も低く設定されています。

【金融機関の書面添付に対する優遇措置の例】

金融機関名	融資限度額	書面添付の扱い
三菱UFJ銀行 「極め」	1,000万円以上 3,000万円以内	借入月の固定金利から、以下の条件により最大金利優遇時、年率▲0.6% ・TKC全国会による「書面添付」……………▲0.2% ・「中小会計要領」に則っていることの表明……………▲0.2% ・「記帳適時性証明書※1」の「◎」が30個以上……………▲0.2%
商工中金 「対話型当座貸越(無保証)」	1,000万円以上 3,000万円以内	「書面添付」「中小会計要領チェックリスト」「記帳適時性証明書※1」を「TKCモニタリング情報サービス※2」で提出する等の条件を満たすことで、経営者保証を免除。
信用保証協会 (栃木県、静岡県、岐阜県、京都)	[保証限度額] 5,000万円以上 1億円以内	一部の保証制度を対象に、書面添付がされた場合は、保証率から0.1%割引。

※1 記帳適時性証明書

この書類が添付されている場合は、決算書・申告書の信頼性がさらにアップします。

詳しくは
こちらから



※2 TKCモニタリング情報サービス

法人税等の電子申告を行うと自動的に金融機関へ決算書等を開示するサービスです。

詳しくは
こちらから



書面添付制度を活用するために、TKC会員事務所では、
 以下の仕組みをおすすめしています。一緒に取り組んでいきましょう！



TKCの会計システム
を使い、自社で入力
(起票・記帳)している。



会計事務所から、
毎月巡回監査を
受けている。



毎月、月次決算をして
いる。



月次試算表などを
見ながら、会計事務所
と話をしている。



〒162-8585

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル4F

TEL: 03-3266-9222

<https://www.tkc.jp/>



* ご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせください。